○近畿地方整備局告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　二十四号　五條市上野町地先から和歌山市小松原通一丁目地先まで

一般国道　二十六号　和歌山市中字峠原地先から同市西汀丁地先まで

一般国道　四十二号　和歌山県日高郡日高町大字荊木字町之坪地先から和歌山市小松原通一丁目地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　四十二号　三重県南牟婁郡紀宝町成川字渡シノ上地先から御坊市湯川町富安字打入地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間、一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二号　兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原字西坂一一四七番二一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

〃　福山市大門町大字野々浜字境八六六番二から同市今津町字東坂一二一三番四まで　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

〃　尾道市高須町字挽地山一二二八番四から竹原市新庄町字西椋原四六九番二まで　〃

〃　竹原市新庄町字西椋原四六九番二から大竹市南栄一丁目一番まで　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

〃　大竹市南栄一丁目一番から山口市大字鋳銭司字下竜山三七四八番五まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

〃　山口市大字江崎字今坂三八六八番四から下関市椋野二丁目七〇三番一まで　〃

九号　鳥取県岩美郡岩美町大字蒲生字煤掃口一九一二番一から同県東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷西平二七七番一まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

〃　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷西平二七七番一から安来市吉佐町字宮ノ下一〇二九番一まで　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

〃　安来市吉佐町字宮ノ下一〇二九番一から大田市温泉津町吉浦四八番一まで　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

〃　大田市温泉津町吉浦四八番一から山口市阿東徳佐上字船方二番九五まで　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

〃　山口市阿東徳佐上字船方二番九五から同市小郡前田町一番一二まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

〃　山口市大字江崎字今坂三八六八番四から下関市竹崎町四丁目一番三まで　〃

二十九号　宍粟市波賀町戸倉字坂ノ谷一六七番二から鳥取市秋里字薮ヶ土手七三六番一まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

三十号　岡山市北区表町三丁目一九番一〇一から玉野市築港一丁目七三五二番一一まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

三十一号　広島県安芸郡海田町南堀川町一三一五番三から呉市本通二丁目一番一五まで　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

五十三号　岡山市北区南中央町二番一二九から岡山県勝田郡奈義町馬桑字水晶ヶ平七〇三番一まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

〃　岡山県勝田郡奈義町馬桑字水晶ヶ平七〇三番一から鳥取市西町一丁目一〇一番まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

五十四号　広島市中区大手町四丁目七番から安芸高田市八千代町上根字東裏八六五番一まで　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

〃　安芸高田市八千代町上根字東裏八六五番一から三次市布野町横谷字蕨野山三四七番二まで　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号及び五十四号　松江市玉湯町林一七四三番六から同市宍道町東来待二六七〇番一まで　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月二十九日